

電波の不正利用は、 電波法違反、犯罪です！

電波は、周波数帯ごとに用途が割り当てられ、いつ誰がどのくらいの強さで使えるのかが決められています。

つまり、本来使ってはいけない周波数で電波を発射すると、電波が混信してしまい、スマートフォンや携帯電話がつながりにくくなったり、テレビが映りにくくなったり、消防・救急用無線、航空無線などの妨げになることもあるので注意が必要です。

電波の不正利用はやめようね！



電波法違反の罰則

不法無線局※を開設、または運用した場合

※「不法市民ラジオ」、「不法パーソナル無線」、「不法アマチュア無線」など。ほとんどが車載、携帯型で移動中に使用されています。

**1年以下の懲役
または100万円以下の罰金**

不法電波で重要な無線通信を妨害した場合

**5年以下の懲役
または250万円以下の罰金**

不法電波を取り締まる

DEURAS

デューラスシステム



不法な電波などを取り締まるため総務省が電波監視システム「DEURAS(デューラス)」を整備・活用しています。全国に設置されたセンサ局や不法無線局探索車で、不法電波の発射源を探し出します。

電波に関する困りごと、ご相談は
下記までお問い合わせください。

北海道総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/ 管轄区域/北海道	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(011)737-0099 (011)737-0033 (011)709-6000 (011)709-3550
東北総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ 管轄区域/青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(022)221-0641 (022)221-0698 (022)221-0616 (022)221-0610
関東総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ 管轄区域/茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 (全国)短波混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(03)6238-1939 (046)888-2182 (03)6238-1945 (03)6238-1932 (03)6238-1940
信越総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ 管轄区域/新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(026)234-9976 (026)234-9991 (026)234-9998 (026)234-9961
北陸総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/ 管轄区域/富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(076)233-4441 (076)233-4491 (076)233-4414 (076)233-4405
東海総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/ 管轄区域/岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(052)971-9107 (052)971-9648 (052)971-9142 (052)971-9104
近畿総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ 管轄区域/滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(06)6942-8535 (06)6942-8567 (06)6942-8544 (06)6942-8502
中国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ 管轄区域/鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(082)222-3332 (082)222-3383 (082)222-3308 (082)222-3314
四国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ 管轄区域/徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(089)936-5051 (089)936-5030 (089)936-5006 (089)936-5020
九州総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ 管轄区域/福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(096)312-8253 (096)326-7873 (096)326-7843 (096)326-7819
沖縄総合通信事務所 https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/ 管轄区域/沖縄	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談	(098)865-2308 (098)865-2307 (098)865-2303 (098)865-2390

良好な電波環境を守るため、無線局の免許人の皆様には一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用 検索



STOP THE
不法電波!

電波は正しく使わないと
重要な通信を妨害するんだって。
SNSも使えなくなっちゃう。
そんなのいやだよ。



みんな知ってる？
電波の不正利用は犯罪なんだよ！

福本莉子

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使しましょう！

電波の
3つの
ルール

- ①無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ②電波の利用には、原則免許が必要です。
- ③外国規格の無線機器にはご注意ください。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用 検索



総務省 総合通信基盤局

https://www.tele.soumu.go.jp/



電波は暮らしの安心・安全を支える大切なライフラインです。

電波は、スマートフォンや携帯電話、テレビやラジオなどの身近なもののほか、警察や消防、防災、航空無線などの安心・安全を守るためにも使われています。

不法な電波は安心・安全を脅かす

警察・消防・救急



警察や消防、救急無線などが妨害されると、人命や財産に関わる深刻な問題に。

航空・鉄道・船舶



不法電波により無線が妨害されると、航空機や鉄道、船舶の運航に支障を来すことに。

スマートフォン・携帯電話



基地局が妨害電波を受けると、通話やメールができなくなり、社会・経済活動が大混乱に。

テレビ・ラジオ



緊急時の被害状況や避難勧告などの情報が途絶え、生活に重大な影響をもたらすことに。

多くの人が公平かつ能率的に電波を使えるよう

電波法が定められています。

電波を利用するときは、必ずルールを守りましょう！

ルールは守ろうね！



無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際は、十分ご注意ください。

※詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。

電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要。免許状は無線設備の設置（常置）場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許（更新）手続きも忘れずに行ってください。

外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の電波法令に合致していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

※訪日観光客等が持ち込むWi-Fi 端末等は入国の日から90日以内に限って一定条件を満たせば利用可能です。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

技適マークってどこに付いているの？

多くの場合、無線機器の型式名称や製造者が記載された銘板や外箱に表示されています。



無線LAN 据え置き型の機器：裏面



ワイヤレスイヤホン：本体やタグなど



トランシーバー：裏面または内蔵バッテリーを取り外した部分



スマートフォン等では、液晶画面に表示される場合もあります

注意してね！



無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。